

少年事件における死刑制度の正当性

学籍番号：210899

氏名：納富虎太郎

目次

序章 はじめに

2章 テーマ採用理由

3章 少年と死刑をめぐる実情

4章 事件判例における少年の判決

5章 少年事件の死刑は正しいのか

6章 まとめ

○序章 はじめに

裁判員が裁く事件のうち非常に判断が難しいものの1つが、犯行時少年であった被告人(以下、少年)に対し死刑を科すべきかどうかという問題になる場合である。少年法51条1項は犯行時18歳未満である場合、死刑は必要的に無期刑に減軽されなければならないと定められている。したがって、犯行時18歳以上20歳未満の少年についてどのような刑を科すべきか、どのような対策を講じるべきかが問題となってくる。この少年事件と死刑制度の問題をめぐる議論は、重大少年事件に厳罰を求める世論と少年法の理念を説く専門家との間で大きく対立している。一般的に世論は重大な事件を犯した少年に対して厳しい処罰を求める傾向にある。裁判員制度の開始前に実施された調査によると、被告人が未成年であるという事情につき、裁判官は刑を軽くする事情として強く重視をしていた。一方で、一般市民、特に若年層の半数が刑を重くも軽くもしないとし、むしろ刑を重くする事情と評価した者が大変多く存在していることが分かっている。時代によって、少年事件の厳罰化が色濃くなっていることがこのことから判別できるのではないだろうか。

○2章 本テーマの採用理由

私が本テーマを採用した理由は、①殺人を行った少年に対し現状優しいのではないか②重大事件を犯した少年に対し、厳しい処罰を求める意見があり、その他方でニュース等メディアでは、少年の更生を優先している③仮に私が少年事件に立ちあった際に、被害者/加害者の意見・主張に偏ることのないように、判断をすることができるようになりたい。以上の3点から、本テーマを採用した。

○3章 少年事件と死刑をめぐる実情

少年法の厳罰化論の内容は、主張する立場に応じて相当に異なってはいるものの、非行少年に対して厳しい態度で臨むべきだとする点に共通性が見られる。少年非行が深刻な状態にあるという認識を当然の前提として、その原因を少年法の対応の甘さに求め、少年法を厳しい内容のものに変えていくことで、少年非行の深刻な状態は解消されると考える点でも共通している。このような主張は、社会一般に受け入れられやすい傾向にもあり、制裁を手段とする社会的な威嚇力への信頼という前提も共感を得やすいものでもある。このような論法で少年法の改正を強く求める評論家や世論も数多く実在する。しかし、こうした主張が成り立つためには、今現在の日本の少年非行がかなり深刻な状態にあること、さらに、そうした状態が少年法の理念において正しく対応にしていること、そして厳しい内容の少年法が非行対策として有効なことのすべてが証明されなければならないように思える。だが、1点目については、証明ができるものではない。さらに、2点目と3点目においては、そもそも証明に馴染む内容のものですらない。したがって、厳しい内容の少年法によって少年非行を抑止できるという厳罰化論は、印象的なものでしかなく、論理に基づいているものではない。では、少年非行の深刻さについては、量的増加という一面と質的

な凶悪化という側面が考えられ、凶悪な非行の増加が確認できる場合こそが最悪な状態だということになる。ただ、質的事案については個別的検証が不可欠である。ここでは、量的な面における特徴的な点について、平成 21 年度の「犯罪白書」の統計データで確認する。刑法犯の容疑で検挙(補導を含む)された犯罪少年の数と人口比(少年人口 10 万に占める非行少年の割合)は、近年、一定の落ち着きを見せている。特に注目すべき点は、成人犯罪者の人口比(成人人口 10 万人に占める犯罪者の割合)との比較では、1980 年頃から 2 倍程度であった差が、ここ 15 年程は 1.4 倍程度で推移し続けた後、2008 年には 1.2 倍程度にまで縮まっている。その一方で、少年非行の実態をよりよく反映する一般刑法犯における人口比の比較では、少年が成人の約 4 倍になっており、経年的にも同様の傾向が確認できる。一見この数字は、少年非行が成人犯罪に比べて深刻な状態にあることを示すもののように見える。だが、少年がいずれ成人に成長していくということからすれば、非行少年がそのまま犯罪者として成人するわけではなく、多くの非行少年が立ち直っていることが分かる。このことから、非行の凶悪化の傾向は、社会一般の印象とは異なり、統計的には全く確認することができない。また、軽微な内容の非行は、特段の知力や体力を必要とするものでなく、確たる動機もなしに誰もが手を染められるものであることから、いわゆる低年齢化現象や一般化現象をもたらす要因として機能している。以上から、統計的に見る限り、少年非行の量的な増加傾向は明らかでなく、凶悪化傾向は見られない。

○4 章 事件判例における少年の判決

実際の裁判員裁判において、犯行時 18 歳の少年に対して死刑を言い渡した事件がある。いわゆる石巻事件である。この事件には、少年事件にふさわしい十分な審理がなされたかという手続上の問題がある。それと同時に、一般市民が重大事件を犯した少年に対して抱く厳しい感情をあらためて浮き彫りにした事件として、多くの人の記憶に残っている。この判決は、永山基準に則って判断したとされている。永山基準とは犯行時 19 歳の少年による永山事件において、最高裁判所が定立したものであり、考慮要素の 1 つとして年齢を基準として罪刑のバランス、一般予防の側面の両方から極刑がやむをえないかどうかを基準とするものであった。以来この基準は、死刑適用の是非が問題となる多くの事件において、被告人が少年か成人かを問わず引用され続けている。永山基準自体に少年を特別視する要素は全くなく、少年事件においても成人事件と同様の基準が適用されている。もちろん、本基準は同様の物であっても、年齢の考慮を通して少年事件かどうかはなお意味を持ちうるのではないか。先の調査に見られるように、裁判官は被告人が少年であるという事情をかなり重視してきたのではないか。結果として、少年に対する死刑は消極的になった可能性がある。だが、裁判員裁判が適用され目の当たりになると、裁判官の間で通用していた規範は裁判員には通用せず、少年に対する死刑適用が積極的になってしまう可能性が出てくる。こういった現状になっている。このことから、永山基準にそれを阻むものはなく、世論の影響力が強まっているのではないだろうか。

○5章 少年事件の死刑は正しいのか

私は、少年事件の死刑は正しくないと思う。理由は、①青年期が一般的に成人よりも成熟していないとしても、十分に成熟している場合が稀であるという証拠はない。②成熟性の程度には個人差があり、年齢で線引きを行うことは恣意性を免れることができない。③罪刑のバランスを保つことができるのは、均等に少年への死刑を禁止することではなく、裁判員が減軽要素を適切に判断できるように個別事情に即した立刑を可能にしておくことである。①について、ある目的のために一定の年齢で線引きを行う制度を設ける際に、そこまでの証拠の存在は通常要求されないとされる。例えば、青年期への悪影響を理由に飲酒年齢を設定する場合、悪影響が及ぶことが一般的に認められるのであれば十分なのではないか。②について、例外的に青年期で十分な成熟を遂げている場合があったとして、それを適切に分別不可能であるとすれば、個別審査(個人へ)に委ねるべきでないという見解には説得力がある。少年期に犯罪を行った少年の今後を調査した研究で、成人後に立ち直った場合と常習的な犯罪者になった場合とで、少年期の犯罪の特徴は類似している。以上の2点が根拠である。

○6章 まとめ

以上のことから、私は、少年事件における死刑制度は取り入れるべきではなく、現在の少年法の基本的な枠組みを維持していくことに問題はない。その上で、非行少年の健全育成であり、少年法がそれを保障する役割を果たしていることにある。少年の健全育成の合理性・必要性については、厳罰化論を主張する立場も否定するものではない。ただ、全てのことを厳罰化するのではなく、少年の健全育成、再教育を大切にし、今一度少年事件と向き合うべきであると考え。

(3426文字)

参考文献

[日本の死刑基準を確立した少年事件の歴史 少年法改正、顕著になるダブルスタンダード：時事ドットコム](#)

[nanho3401_06_maruyama_masao \(1\).pdf](#)

[平成21年版 犯罪白書 第4編/第2章/第5節](#)